

40歳以上 75歳未満の皆さまへ 専門業者(くまもと健康支援研究所)による特定保健指導を行います

人間ドックや特定健康診査等の健診結果から、生活習慣病（心臓病、脳卒中、糖尿病等）の発症リスクが高い方のうち、生活習慣の改善によって生活習慣病の予防が期待できると判断された方に対して専門家による生活習慣の改善支援を行います。

特定保健指導（以下「保健指導」という）に該当した場合は、必ず受けましょう。

《保健指導実施の流れ》

※ 3か月程度
実施します。

①受診方法を選択

該当組合員の方へ受診方法の確認を行います。

	受診方法
組合員	1「所属所訪問型面談」 2「遠隔型面談」 3「集合契約機関での受診」 ※基本的に「所属所訪問型面談」での受診となります。
被扶養者	「遠隔型面談」 での受診 ※上記1及び3の受診方法をご希望の場合は、共済組合保健課までご連絡ください。

※ 1 「所属所訪問型面談」の場合は、お勤め先と専門業者にて日程調整等を行います。

※ 2 「遠隔型面談」の場合は、PC やスマートフォンなどで WEB による遠隔面談を行います。

※ 3 「集合契約機関での受診」の場合は、後日、共済組合から保健指導利用券を交付します。

②保健指導の実施案内

- 該当組合員の方へ共済組合事務担当課を通して案内文書を配付します。
- 被扶養者の方へ遠隔型面談の案内文書をご自宅へ送付します。

※期限内にご自身で遠隔システムへの登録と面談希望日を予約してください。

③保健指導の実施

1 「所属所訪問型面談」	指定された日時に会場へお越しください。
2 「遠隔型面談」	指定した日時に受診してください。
3 「集合契約機関での受診」	事前に希望する医療機関へ予約して受診してください。

《健診・保健指導についてのお願い》

- ご自身の健康チェックのため、人間ドックや特定健康診査等の健診を年に1回受けましょう。
- 人間ドックや特定健康診査は早めに受けましょう。
※年度末にかけて受診が混み合うため、年度の早期に医療機関へ予約しましょう。
- 生活習慣病の予防のために、保健指導は必ず受診しましょう。

